場の家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等に移動することができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却又は化製処理において、死体等の投入が完了した後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

⑻ 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理をすることを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、⑺の③のアからウまでの措置を講ずる。

⑼ 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑽ 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、１の⑸の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

第10 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条、第34条）

１ 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

⑴ 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）

⑵ ＧＰセンター

⑶ ふ卵場

⑷ 品評会等の家きんを集合させる催物

２ 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

３ 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、都道府県は、当該ふ卵場が４の⑶の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第９の５の⑶の①のアの⑷のｃに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷することができる。

４ 制限の対象外

⑴ 食鳥処理場の再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。

カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。

ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。

ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

⑵ ＧＰセンターの再開

① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のＧＰセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。

ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。

エ 定期的に清掃及び消毒をしていること。

オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。